郵便局でマイナンバーカードの申請ができます

市内26の郵便局で、マイナンバーカードの申請ができます。また、本庁市民課、各支所（浦崎を除く）でも引き続き申請のお手伝いをします。
※撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。
※申請からマイナンバーカードの受取までは約１カ月かかります。

申請できる郵便局　尾道・尾道古浜・尾道しまなみ・尾道則末・尾道長江・尾道山波・高須・浦崎・美ノ郷・原田・向島・向島中・向島西・向島東・立花・彦ノ上・岩子島・因島土生・因島三庄・因島三庄南・中庄・重井・因島大浜・御寺・名荷・上川辺の各郵便局

受付時間　平日９:00～17:00（ただし郵便局の営業時間に限る）

対次のすべてに該当する人
・尾道市に住民票がある
・マイナンバーカードを初めて作る人、若しくはマイナンバーカードの有効期限が３カ月を切った人（電子証明書の更新は郵便局ではできません）
・申請時に本人が窓口（郵便局）に来ることができる
・申請後２カ月以内に転出する予定がない

持・マイナンバーカード交付申請書（ない場合は、事前に市民課へ連絡ください。ご自宅へ申請書を送付します）
・本人確認書類（運転免許証・保険証など）

カードの受け取り　本庁市民課、因島・向島・御調・瀬戸田・浦崎・百島の各支所

問市民課（☎0848－38－9166）

上下水道局の「料金・検満メーター取替業務」を委託しています

■料金業務

受託者　フジ地中情報㈱広島支店

内電話・窓口業務、閉開栓異動業務、検針業務、調定・請求業務、収納・還付業務、滞納整理業務

問上下水道局経営総務課（☎0848－37－9300）

■検満メーター取替業務

受託者　尾道管工事協同組合

内有効期限満了になる水道メーターの取替
※業務従事者は、上下水道局発行の「名札」と「検満メーター取替業務受託者証」を携帯しています。

問上下水道局水道工務課（☎0848－37－9302）

浄化槽を管理している人は年に1回法定検査を

浄化槽は、微生物の働きを利用し、トイレの排水や生活排水をきれいにしています。

浄化槽を管理している人は、浄化槽を正常に機能させるために「保守点検・清掃・法定検査」の３つが法律により義務付けられています。

令和７年度の法定検査は、効率化検査〔小型合併浄化槽5,000円、単独浄化槽5,000円（10人槽以下の場合）〕を行います。

検査機関　（公社）広島県環境保全センター【ガイドライン検査】、（公社）広島県浄化槽協会【効率化検査】
※浄化槽の休止、廃止、管理者変更をする場合は下水道課まで届出をしてください。

問（公社）広島県浄化槽協会（☎082－569－5540）
上下水道局下水道課（☎0848－29－7010）

令和７年度固定資産税・都市計画税納税通知書の発送と納期限

納税通知書と課税明細書を、５月中旬に発送します。家屋の新築、増築、取り壊し、用途変更、土地の利用状況（地目・用途など）の変更や、転居、その他異動がありましたら、電話か同封のはがきでお知らせください。

■納期限　第１期　６月２日㈪
第２期　７月31日㈭
第３期　９月30日㈫
第４期　12月25日㈭

問資産税課（☎0848－38－9162・0848－38－9164）
因島瀬戸田資産税係（☎0845－26－6228）

新しい会社の健康保険に入ったら、国民健康保険をやめる手続きを！

就職や扶養に入ったなど、国民健康保険の人が、会社の健康保険に変わったら、国民健康保険をやめる手続きをする必要があります。手続きを忘れていると、国民健康保険料は掛かり続けます。保険料を支払わないと、給与や預貯金等を差し押えられる可能性もあります。

持脱退する人全員の国保と職場の両方の健康保険証・資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか
※マイナンバーカードがあれば、スマホやパソコンで電子申請ができます。

▲電子申請

問保険年金課（☎0848－38－9142）

日曜にも受け取れます マイナンバーカードを！

対マイナンバーカード（個人番号カード）の交付案内が届いた人
日４月20日㈰、５月11日㈰　8:30～12:00　次は５月25日㈰です。
場本庁市民課のみ
※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の４日前までに交付場所変更の連絡をしてください。
持・マイナンバーカード交付通知書兼照会書（交付案内に同封）
・本人確認書類（交付案内参照）
・通知カード（回収します）
・住民基本台帳カード（回収します・お持ちの人のみ）

問市民課（☎0848－38－9166）

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
日日時・期間　場場所　対対象　内内容　定定員　料料金　持持参物　締締切
申申込方法・申込先　問問い合わせ先　☎電話　FAXファクス　✉電子メール　HPホームページ

住宅用火災警報器の設置状況アンケートにご協力を

▲アンケート

対市内在住の人
締５月16日㈮
問消防局予防課（☎0848－55－9123）

第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金のお知らせ

戦没者等の死亡当時の遺族で、令和７年４月１日に公務扶助料や遺族年金等の年金を受ける人（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族１人に支給します。

1　弔慰金の受給権を取得した人
2　戦没者等の子
3　戦没者等の①父母　②孫　③祖父母　④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしていたかどうかにより、順番が入れ替わります。
4　上記１から３以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き１年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容　額面27.5万円、５年償還の記名国債

必要なもの　４月１日以降の戸籍抄本、本人確認書類（顔写真がない場合は２通）、前回の裁定通知書、戦没者や遺族の名前等が分かる資料
※人により、必要書類や戸籍の種類が異なります。

受付場所　社会福祉課、向島支所しまおこし課、因島総合支所因島福祉課、瀬戸田支所住民福祉課、御調保健福祉センター（電話予約制）

受付時間　9:00～11:30、13:00～16:00

◆受付は混雑が予想され、待ち時間が長くなる場合があります。また書類取り寄せなどのため、手続きが当日限りでは終わらない場合があります。あらかじめご理解をお願いします。
※第11回と同じ人が請求される場合は、なるべく前回と同じ受付場所での手続きをお願いします。
※浦崎・百島地区は６月に出張受付を行います。詳しくは、広報おのみち５月号でお知らせします。

【請求期間】令和７年３月31日現在、請求受付の開始日は未定となっております。国の令和７年度予算が成立し次第、請求受付開始日が決定する見込みです。詳細は下記までお問い合わせください。

問社会福祉課（☎0848－38－9122）

【予約】御調保健福祉センター（☎0848－76－2235）

住宅用火災警報器の取付け・取替え等の支援を始めます

住宅用火災警報器を購入した人で、取付けや取替えが困難な世帯に対し、消防職員が直接訪問してお手伝いをします。

住宅用火災警報器の電池の寿命は10年とされています。設置してから10年以上経過している場合は、電池切れや本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることも考えられるため、本体の交換を推奨します。また、日常の定期的な作動確認など、点検をしてください。

対次のいずれかに該当する、市内在住で、取付けや取替えが困難・依頼する家族等が近くにいない世帯
①65歳以上の方のみの世帯
②身体障害者手帳の交付を受けている方のみの世帯
③その他取付け・取替え等の支援が必要であると認める世帯

申問消防局予防課（☎0848－55－9123）

駆け込み通報装置を設置しています

消防署は24時間体制で火災や救急に備えていますが、火災や救急出動により不在になることがあります。

各消防署・分署・出張所の入り口付近には、火災・救急の通報の連絡手段を確保するため、「駆け込み通報装置」を設置しています。

災害対応などで職員が不在の場合は、ご利用ください。

問消防局総務課（☎0848－55－9121）

※写真は扉を解放した状態です。